

ご案内

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進と医療費の軽減を目的として、医薬品の処方を「一般名（薬剤の商品名ではなく有効成分の名称）」で行っています。

これにより、薬局において複数の後発医薬品の中から適切なものを選択して調剤していただけます。

患者様の医療費負担の軽減や医薬品の安定供給にもつながる制度ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○夜間早朝等加算

当院では、平日 18 時以降、土曜日 12 時以降の診療において、「夜間・早朝等加算」を算定しております。

これは、通常の診療時間外においても医療を提供する体制を整えていることに対する評価として、厚生労働省が定める診療報酬に基づき加算されるものです。

患者様にはご理解いただきますようお願いいたします。

○生活習慣病管理料(Ⅱ)

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病とする患者様は「生活習慣病管理料」を算定しております。

○電子的診療情報連携体制整備加算

電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者さんに無料で交付しています。
- ・ 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しています。
- ・ オンライン資格確認等により取得した診療情報、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を活用して診療を行っています。
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示しています。

令和 8 年 6 月より、医療 DX 推進体制整備加算・医療情報取得加算から電子的診療情報連携体制整備加算へ名称が変わります。

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療の提供に努めています。